

郵送で

申込みできます！

令和6年11月1日(金)～11月27日(水) 消印有効

※11月28日以降の消印は無効となりますので、通常の受付期間に
対面による提出をお願いします。また、書類不備等にご注意いた
だき、余裕をもって投函してください。

※保護者が入園するお子さんを税法上の扶養に取っていない場合
は、申告手続きが必要です。事前に市役所課税室または税務署に
おいて、申告を済ませ、控えを同封してください。

飯沼幼稚園 継続利用に伴う 認定のご案内

令和7年4月からの入園申込受付期間

受付期間：令和6年11月28日(木)～12月4日(水) (土・日曜日を含む)

受付時間：9時～17時

受付場所：市役所 子育て支援課(1階2番窓口)

持ち物：申請書等の必要書類は、4・5ページを参照してください。



注

担当部署が学校教育課から変更とな
ったため、「受付期間」「受付場所」
が昨年度から変更されています。

銚子市役所 子育て支援課

住所 〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1

電話 0479(24)8967

教育無償化について



1 保育・教育の無償化について

施設等利用給付の認定を受けた場合は、入園料・保育料・預かり保育が無償化の対象となります。

<保育料>

- ・上限は月額25,700円
- ・満3歳から小学校就学前までの子ども

※給食費や通園料は対象外です。

<預かり保育>

早朝・・・1回 185円 延長・・・1回 450円

- ・日額上限450円×利用日数（月額上限11,300円）
- ・3歳から小学校就学前までの子ども
- ・保育の必要性がある

- ・月額上限と早朝保育及び延長保育の月の合計額が低い方が対象

※3歳の誕生日を迎えた日以降の最初に迎える3月31日までの子どもは市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。（上限16,300円）

例1

預かり保育利用日

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 早朝保育 | 1 | 3 | 8 | | | 15 | 19 | 24 | | 30 | 計7日 |
| 延長保育 | | | | 10 | 12 | | | | 25 | | 計3日 |

早朝保育と延長保育の合計 10日

月額上限額 450円 × 10回 = 4,500円 ①

早朝保育 185円 × 7回 = 1,295円 ②

延長保育 450円 × 3回 = 1,350円 ③

②、③の合計額 1,295円 + 1,350円 = 2,645円 ④

無償化対象額 ① > ④ なので 2,645円

例2

預かり保育利用日

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|
| 早朝保育 | 1 | 2 | | 5 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | | 計 13日 |
| 延長保育 | 1 | 2 | 3 | 5 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 25 | 計 15日 |

※日額上限 450 円のため、早朝保育と延長保育の両方を利用している日の早朝保育分は無償化対象外となります。

月額上限額 450 円 × 15 回 = 6,750 円 ①

早朝保育 185 円 × 13 回 = 2,405 円 ②

延長保育 450 円 × 15 回 = 6,750 円 ③

②、③の合計額 2,405 円 + 6,750 円 = 9,155 円 ④

無償化対象額 ① < ④ なので 6,750 円

保育を必要とする理由について



新2号・新3号認定の申請をする際は、保護者の**保育を必要とする事由**を確認させていただきます。保育を必要とする事由として認められるのは、次のとおりです。

1. 月48時間以上の**就労**をしていること
2. **出産**の直前か直後であること
(出産予定日の前々月1日から(多胎妊娠の場合は出産月の4か月前の1日から)
 出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで)
3. **病気**や**けが**のため、又は精神や身体に**障害**があること
4. 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時**介護**又は**看護**していること
5. 震災、風水害、火災その他の**災害の復旧**に当たっていること
6. **求職活動**(**起業の準備**を含む)を継続的に行っていること
(認定後、**3か月**以内に月48時間以上の就労を開始することが条件)
7. 学校教育法に規定された**学校等に在学**しているか、職業訓練校における**職業訓練**を受けていること
8. 育児休業中であること
9. その他、法令等に定めのある場合

※詳しい提出書類等は4、5ページを参照してください。

その他利用申し込みについて



◆復職する場合

育児休業を終え復職する場合は、変更届と**就労証明書（育児休業終了日、復職日が記載されたもの）**をご提出いただき、保育を必要とする理由を確認します。

- ◆新2号、新3号認定を受けている方は就労や世帯等の状況に変更が生じた場合、「**変更届**」に必要書類を添付し、早急に子育て支援課までご提出ください。変更する事項によっては、支給認定の内容にも変更が生じることがあります。

利用開始後について



(1) 預かり保育（早朝保育・延長保育）

預かり保育は、就労時間等の関係で、やむを得ず、認定された保育時間よりも長くお子さんを預ける場合にご利用いただけます。早朝保育と延長保育があり、それぞれ10枚綴りのチケットを販売しています。

施設の利用が決定してから園で手続きをしてください。
また、利用できる時間は直接園にご確認ください。

(2) 利用辞退（退園）

銚子市外へ転出するときや保育を必要とする事由がなくなった場合、又は利用児童を連れて里帰り出産をするなど、長期にわたり施設の利用がなくなる場合は、**早急に**、子育て支援課へ「変更届」をご提出ください。保育を必要とする事由がなくなった場合は、新1号認定に変更となります。

(3) 利用の解除

心身の状況により集団保育に耐えられない場合や長期欠席の場合、又は保育の必要性がなくなり、認定取り消しとなる場合は、保育の利用を解除させて（退園）いただくことがあります。

(4) 就労状況や家族の変更の届出

新2号、新3号において認定通知書が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。

認定に必要な書類



- ① 施設等利用給付認定・変更申請書（新1号）
- ② 施設等利用給付認定・変更申請書（新2号・新3号）
- ③ 保育を必要とする事由を確認するための書類（新2号・新3号）
- ④ 該当する場合のみ必要となる書類

【注意事項】

- ・子育て支援課指定の書類に記入のうえご提出ください。
- ・書類の提出後に、確認事項がある場合など、ご連絡の上で新たな書類の提出を依頼することがあります。また、書類提出後の返却は一切できません。
- ・ご提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に伺うなどの調査を行うことがあります。

③の保育を必要とする事由を確認する書類・認定期間について

＜提出対象者＞

- 父 ●母 ●同居している内縁の妻・夫 ●同居している65歳未満の祖父母
 （市外に別居している父または母の書類は必要ありません。）

| 保育を必要とする事由 | 認定期間 | 必要書類 |
|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 月48時間以上就労している | 証明書にて届出を受けた就労が続いている間 | 会社員・自営業等 →就労証明書 |
| 母親が <u>出産</u> の前後である | 出産予定日の前々月から出産後57日目を迎えた月の末日まで | 母子手帳の写し |
| 疾病、負傷又は精神・身体が <u>障害</u> の状態にある | 完治等により事由が解消するまで | 保育できない旨の診断書 障害者手帳の写し 疾病・障害状況申告書 |
| 同居の親族（長期に及び介護・入院等を含む）を常時介護・看護している | 看護・介護を継続している期間 | 介護保険被保険者証 介護・看護状況申告書 |
| 震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている | 災害復旧に従事している間 | り災証明書 状況説明書 |
| 継続的に求職活動や <u>起業準備</u> を行っている | 効力発生日（認定日）から3か月目を迎える月の末日まで | 求職活動状況申告書 |
| 学校教育法に規定された学校や職業訓練校に <u>在学</u> 中である | 卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで | 在学証明書 カリキュラム |

④の該当する場合のみ必要となる書類

| 対象者の状況 | 必要書類 |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 保護者が育児休業からの復職のため、施設の利用を申し込む場合(育児休業中でお子さんの申し込みをする場合を含む) | 就労証明書 (育児休業終了日、復職日が記載されているもの) |
| お子さんに内部疾患がある場合 | 医師による「診断書」 …集団保育の可否や集団生活上の注意事項が明記されたもの |
| 1月1日現在市外に住んでいた場合 | 該当年度の市民税課税証明書 …祖父母が児童を税法上の扶養に取っている場合は祖父母の証明書も必要 |

利用料について



(1) 給食費(主食費(ごはん、パン等)、副食費(おかず、おやつ等))

- 令和6年度は保育所等給食費助成事業(6,500円の減額)を実施しています。令和7年度以降については、現時点では未定です。継続する場合は、改めてお知らせします。
- 副食費は、低所得者世帯等への免除制度があります。免除を受けるための申請が別途必要です。該当者には改めてお知らせします。
- 幼稚園へのお支払いが生じる場合、徴収時期、金額は園にお問い合わせください。

(2) その他

・毎月かかるもの

- 園において、行事費、教材費、バス代などに係る費用分をご負担いただきます。園に直接お支払いいただくので、費用の徴収時期、金額などは園にご確認ください。

申請についてのお問い合わせ

銚子市役所 子育て支援課
〒288-8601
銚子市若宮町1-1
☎0479-24-8967

園についてのお問い合わせ

飯沼幼稚園
銚子市高神東町9331
☎0479-20-1710